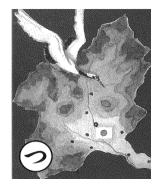




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年7月21日（火） 第9818号

■ 目 次

	ページ
告 示	
○都市計画道路の変更に係る縦覧（都市計画課）	2
○一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示の一部改正（会計管理課）	2
公 告	
○所在不分明通知（森林保全課）	2
○土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧（農村整備課）	3
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（業務プロセス改革課）	3

■ 告 示

◎群馬県告示第194号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、桐生都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 桐生都市計画道路 3・6・35号 新桐生南線
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 桐生市広沢町地内
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県桐生土木事務所及び桐生市都市整備部都市計画課

◎群馬県告示第195号

一般証紙の証紙売りさばき人の指定の告示（平成3年群馬県告示第355号）の一部を次のように改正し、令和2年7月23日から適用する。

令和2年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

「佐波伊勢崎農業協同組合 伊勢崎市南千木町2350—3（中央支店）」を「佐波伊勢崎農業協同組合 伊勢崎市茂呂町二丁目3551—6（中央支店）」に改める。

■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を嬭恋村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和2年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
嬭恋村大字大前字細原1830の2	黒岩みつ	
嬭恋村大字大前字細原2122の1から2122の3まで	有限会社アースハウジング	
嬭恋村大字大前字細原2155の10、2200	アサマフーズ株式会社	
嬭恋村大字大前字細原2155の3	高橋貞造	
嬭恋村大字大前字細原2155の6	株式会社三友機工	

嬭恋村大字大前字細原2155の9	五州地所株式会社	
嬭恋村大字大前字細原2213	津田増子	共有林
同	平野恒熙	共有林
同	株式会社伸興	共有林
同	松尾駒吉	共有林
同	渡部光儀	共有林

2 指定の目的 風害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

嬭恋村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び嬭恋村役場に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 令和2年2月28日群馬県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営下戸塚土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和2年7月22日から同年8月21日まで
- 3 縦覧に供する場所 藤岡市役所

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和2年7月21日

群馬県知事 山本 一 太

1 調達内容

- (1) 調達件名 群馬県庁情報通信ネットワーク閉域LTE網
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課が指定した場所又は受託者の申請により同課が認めた場所
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し単独企業による条件付一般競争入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和2年8月11日(火)までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月31日(月)午後4時までに資格者名簿への登載を確認し、群馬県知事戦略部業務プロセス改革課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本件と同種の業務について実績があること。

なお、同種の業務とは、100台以上の通信端末を接続する閉域LTE網構築を元請として実施し、運用を開始した業務をいう。

- (7) ISO27001(JISQ27001) / ISMS適合性評価制度の認証取得事業者であること。
- (8) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県知事戦略部業務プロセス改革課情報基盤・システム係(担当 河田康平) 電話027-226-2346(ダイヤルイン)
- (2) 入札説明書の交付方法 令和2年7月21日(火)から同年8月3日(月)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間、上記(1)の場所において交付する。受領時に、秘密保持に関する誓約書を提出すること。

なお、新型コロナウイルスへの対応のため、来庁が困難である場合は、上記(1)記載の連絡先まで相談する

こと。

- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和2年8月19日(水)までに条件付一般競争入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和2年8月11日(火)午後4時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から午後4時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「群馬県庁情報通信ネットワーク閉域LTE網資格審査書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年9月1日(火)午前10時 群馬県庁舎22階222会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、令和2年8月31日(月)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県知事戦略部業務プロセス改革課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県庁情報通信ネットワーク閉域LTE網入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of contract: Closed LTE Network for Gunma Prefectural Government Information and Communication Network.

(2) Term of contract: From the day of commencement through March 31, 2021.

(3) Place of contract: Locations designated by Gunma Prefectural Government Business Process Reengineering Division or locations requested by the winning bidder, providing that these locations are agreed to by the Business Process Reengineering Division.

(4) Explanation Handbooks: Bidding explanation handbooks may be obtained from July 21 through August 3, between 9:00 a.m. and 4:00 p.m., at the location noted below (6).

(5) Closing date and time for submission of tenders: September 1, 2020, 10:00 a.m. (Tenders submitted by registered mail must be received by August 31, 2020, 4:00 p.m.).

(6) For bidding explanation handbooks and further information, please contact: Business Process Reengineering Division, Department of Gubernatorial Strategy, Gunma Prefectural Government 1-1-1

Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-2346 (Japanese language Only).

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
